

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美山福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、報酬を支給するものとする。

(報酬の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 理事の報酬額は、別表2に定める額とする。
- 4 監事の報酬額は、別表3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替え金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、社会福祉法人美山福祉会旅費規程に準じて支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、令和3年6月26日より施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会等への出席	5, 1 5 7 円（日置市並びに隣接市町村）
上記のほか、法人・施設業務等	

別表2

（理事の報酬）

	日 額
理事会等への出席	5, 1 5 7 円（日置市並びに隣接市町村）
上記のほか、法人・施設業務等	

別表3

（監事の報酬）

	日 額
監事監査等への出席	5, 1 5 7 円（日置市並びに隣接市町村）
理事会等会議への出席	
上記のほか、法人・施設業務等	